総合計画について

総合計画とは

総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、言い換えれば自治体の全ての事務事業はこの 総合計画に沿って行われることになります。これにより、福祉・産業振興・教育・社会基盤整備など様々な分野にわ たる事務事業を、一つの方向性のもとに計画的に推進していくことになります。

自治体のまちづくり指針として、重要な役割を果たす総合計画の策定に際しては、市民ニーズや各自治体の行政 課題を反映させることが必要です。また、地方自治法2条に市町村は基本構想を策定し議会の議決を受けることが 義務付けられています

阿蘇市総合計画について

(1)計画の構成

1基本構想

地方自治法第2条第4項に規定される構想で、市制運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもの。まちづくり の基本理念やテーマ、市の将来像並びにそれを達成するための基本目標(施策の大綱)を明らかにしています。

≪阿蘇市総合計画 基本構想概要≫

まちづくりの基本理念

"未来を拓く活力ある人づくり"

まちづくりのテーマ

〇自然との共生 〇活力ある産業の育成 〇協働社会の構築

将来像 "緑いきづく火の神の里

~豊かな自然と笑顔あふれる国際観光都市を目指して~"

まちづくりの基本目標(施策の大綱)

- 1 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり 5 安心して暮らせる快適なまちづくり
- 2 元気あふれる産業づくり
- 6 個性あふれる生涯学習都市づくり
- 3 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり
- 7 住民参加による自立したまちづくり
- 4 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

②基本計画 ⇒今回策定

基本構想を受けた市における行政計画の最上位計画で、基本構想で定める市の将来像や基本目標等を実現 するための根幹的な施策・事業を明らかにしています。

3実施計画

基本計画に掲げた根幹的な施策・事業を実施していくための具体的な事業やその内容を明らかにし、予算編 成の指針としています。

※毎年度進捗状況を把握するとともに、ローリング方式により計画の見直しを行います。

(2)計画期間

